

消費者ネットワーク

2017年8月10日

第242号

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者 浦郷由季

TEL : 03-5216-6024
FAX : 03-5216-6036



速報 「消費者契約法」見直しのための 報告書案がとりまとめられました

8月4日内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会において、「消費者契約法」見直しのための報告書案がとりまとめられ、消費者委員会へ答申されました。これを基に、早ければ来年の通常国会に改正案が提出されることとなります。

平成13年に施行された消費者契約法ですが、インターネット取引等の情報通信技術の進展や高齢化等さまざまな社会環境の変化と、契約に関する裁判例や消費生活相談事例等が蓄積されてきたことなどを受けて、平成26年11月内閣総理大臣からの諮問を受け、法改正の検討がスタートしました。

ほぼ1年をかけた審議の後、平成28年5月「消費者契約法の一部を改正する法律」が成立し、平成29年6月3日施行されました。その際、今後の検討課題として残された、「勧誘」の在り方、不利益事実の不告知、困惑類型の追加、「平均的な損害の額」の立証責任、条項使用者不利の原則、不当条項等の追加等の論点については、平成28年9月専門調査会において審議が再開され、検討が重ねられました。調査会報告書では、デート商法など不当な勧誘による取り消し規定等は追加されましたが、判断力の低下や不足につけこんだ契約の取り消し規定は、高齢者の消費者トラブルや民法における成年年齢引き下げ等への対応の必要性が高いにもかかわらず、事業者側の反対で合意が得られず規定は見送られました。



今後予定されるパブリックコメント募集に先立ち、全国消団連では学習会を開催します。消費者契約法改正は、消費者団体としての重要な課題であり、是非意見提出をご検討ください。

8月24日(木) 13:15～15:15 主婦会館プラザエフ5階会議室にて
講師：志部淳之介氏(弁護士、「消費者契約法の改正を実現する連絡会」事務局)

もくじ

速報：「消費者契約法」見直しのための報告書案がとりまとめられました	1
特集：消費者委員会の2年間を振り返る／コラム	2.3
「遺伝子組換え表示制度に関する学習会」を開催しました	4.5
地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援についての意見を提出しました	6
「NPO法人消費者スマイル基金」になりました	7
会員団体紹介	8
会員活動報告	9
海外の消費者情報(寄稿)	10.11
会員活動予定／コラム／編集後記	12